６－１　申告・課税状況

(1)　申告・課税状況（合計分）

区分	申告状況 人員	申告状況 金額	課税状況 人員	課税状況 金額
	外 人 –	外 千円 –	外 人 –	外 千円 –
取得財産価額（本年分）	91,690	345,391,738	75,594	335,638,603
配偶者控除額	1,531	16,439,827	1,531	16,439,827
基礎、特別控除額	85,131	141,904,999	75,432	131,243,799
基礎、特別控除後の課税価格			69,500	187,954,977
贈与税額			**69,500**	**41,260,255**
外国税額控除額			6	4,432
医療法人持分税額控除額			1	160,395
差引税額			69,500	41,095,429
農地等納税猶予税額			2	79,603
株式等納税猶予税額			3	269,061
特例株式等納税猶予税額			130	7,279,822
医療法人持分納税猶予税額			–	–
事業資産納税猶予税額			2	20,775
納付税額			**69,391**	**33,446,167**
災害減免法第４条による免除税額			–	–

申告・課税状況（暦年課税分①）

区分	申告状況 人員	申告状況 金額	課税状況 人員	課税状況 金額
	人	千円	人	千円
取得財産価額（本年分）	86,654	265,290,622	70,558	255,537,486
内　特例贈与財産分	43,830	146,088,435	38,555	140,768,197
内　一般贈与財産分	42,909	119,202,188	32,470	114,769,290
配偶者控除額	1,531	16,439,827	1,531	16,439,827
基礎控除額	80,250	88,275,000	70,558	77,613,800
基礎控除後の課税価格			68,953	161,483,859
贈与税額			**68,953**	**35,966,032**
外国税額控除額			6	4,432
医療法人持分税額控除額			1	160,395
差引税額			68,953	35,801,205

申告・課税状況（相続時精算課税分②）

区分	申告状況 人員	申告状況 金額	課税状況 人員	課税状況 金額
	人	千円	人	千円
取得財産価額（本年分）			5,239	80,101,116
特別控除額			5,074	53,629,999
特別控除額後の課税価格			585	26,471,118
贈与税額			**585**	**5,294,224**
外国税額控除額			–	–
差引税額			585	5,294,224

調査対象等：　「申告状況」は、令和２年中に財産の贈与を受けた者について、令和３年６月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和２年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和３年６月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）１　外書は、災害減免法第６条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。

２　人員について、（暦年課税分①）と（相続時精算課税分②）に重複する者があるため、①②の合計は（合計分）と一致しない。

３　（暦年課税分①）の「取得財産価額（本年分）」の人員について、「内　特例贈与財産分」の人員と「内　一般贈与財産分」の人員に重複する者があるため、「内　特例贈与財産分」の人員と「内　一般贈与財産分」の人員の合計は「取得財産価額（本年分）」の人員と一致しない。

４　（相続時精算課税分②）の「申告状況」は、「課税状況」と一致するため記載を省略している（６－２、６－３において同じ）。

（参考１）住宅取得等資金の非課税制度の状況

区分	人員	金額
	人	千円
		内 101,815,799
住宅取得等資金の金額	8,379	104,914,422

調査対象等：　令和２年中に財産の贈与を受けた者について、令和３年６月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）　「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

（参考２）教育資金の非課税制度の状況

区分	人員	金額
	人	千円
非課税拠出額	4,088	26,483,913
教育資金支出額（管理契約終了分）	1,287	6,608,848

調査対象等：　令和２年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税拠出額」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和２年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

（参考３）結婚・子育て資金の非課税制度の状況

区分	人員	金額
	人	千円
非課税拠出額	62	273,600
結婚・子育て資金支出額（管理契約終了分）	41	120,784

調査対象等：　令和２年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税拠出額」を「結婚・子育て資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和２年中に結婚・子育て資金管理契約が終了した者について、「結婚・子育て資金支出額」を「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(2)　課税状況の累年比較

（合計分）

区分	取得財産価額 申告状況 人員	取得財産価額 申告状況 金額	取得財産価額 課税状況 人員	取得財産価額 課税状況 金額	納付税額 人員	納付税額 金額
	人	千円	人	千円	人	千円
平成28年分	99,004	367,932,836	82,376	356,984,196	75,111	40,573,113
平成29年分	97,340	347,720,795	80,869	336,684,919	73,975	35,645,401
平成30年分	93,954	356,515,377	77,766	345,740,243	71,040	38,785,477
令和元年分	93,603	372,538,847	77,075	362,047,841	70,240	40,306,796
令和2年分	91,690	345,391,738	75,594	335,638,603	69,391	33,446,167

（注）　この表は、「(1)　申告・課税状況（合計分）」を累年比較したものである。

（暦年課税分①）

区分	暦年課税分 取得財産価額 人員	暦年課税分 取得財産価額 金額	内特例贈与財産分 人員	内特例贈与財産分 金額	内一般贈与財産分 人員	内一般贈与財産分 金額
	人	千円	人	千円	人	千円
平成28年分	76,739	272,964,636	40,936	139,763,481	36,193	133,201,155
平成29年分	75,320	256,724,098	40,264	132,628,951	35,511	124,095,147
平成30年分	72,382	265,947,953	38,854	130,532,575	33,960	135,415,378
令和元年分	71,604	268,027,667	39,010	146,151,588	33,052	121,876,079
令和2年分	70,558	255,537,486	38,555	140,768,197	32,470	114,769,290

（注）　この表は、「(1)　申告・課税状況（暦年課税分①）」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

（相続時精算課税分②）

区分	相続時精算課税分 取得財産価額 人員	相続時精算課税分 取得財産価額 金額
	人	千円
平成28年分	5,856	84,019,560
平成29年分	5,742	79,960,821
平成30年分	5,568	79,792,290
令和元年分	5,687	94,020,174
令和2年分	5,239	80,101,116

（注）　この表は、「(1)　申告・課税状況（相続時精算課税分②）」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(3)　課税状況における申告又は処理の別

区分		取得財産価額 人員		取得財産価額 金額		納付税額 人員		納付税額 金額	
			人		千円		人		千円
本年分	申告額		75,586		337,282,495		69,376		34,339,336
	修正申告による増差額		84		192,304		106		51,272
	更正による増差額		1		1,276		－		－
	更正等による減差額		28	△	1,837,473		30	△	944,441
	決定額		－		－		－		－
	計	実	75,594		335,638,603	実	69,391		33,446,167
過年分	申告額		3,073		12,816,178		2,851		1,670,685
	修正申告による増差額		393		1,012,794		427		216,053
	更正による増差額		2		4,683		1		272
	更正等による減差額		248	△	939,343		255	△	168,221
	決定額		11		32,353		11		2,322
	計	実	3,450		12,926,666	実	3,256		1,721,112
合計	申告額		78,659		350,098,673		72,227		36,010,021
	修正申告による増差額		477		1,205,099		533		267,325
	更正による増差額		3		5,959		1		272
	更正等による減差額		276	△	2,776,815		285	△	1,112,661
	決定額		11		32,353		11		2,322
	計	実	79,044		348,565,268	実	72,647		35,167,279

調査対象等：　「本年分」は、令和２年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和３年６月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、令和元年以前に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和２年７月１日から令和３年６月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）　「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4)　税務署別課税人員

税務署名	課税状況 人員
	人
大津	1,069
彦根	417
長浜	347
近江八幡	516
草津	1,138
水口	300
今津	66
滋賀県計	**3,853**
上京	1,207
左京	1,175
中京	808
東山	580
下京	826
右京	2,032
伏見	987
福知山	186
舞鶴	100
宇治	1,741
宮津	85
園部	261
峰山	86
京都府計	**10,074**
大阪福島	509
西	642
港	301
天王寺	867
浪速	260
西淀川	203
東成	276
生野	287
旭	703
城東	854
阿倍野	878
住吉	847
東住吉	1,203
西成	155
東淀川	878
北	427
大淀	458
東	628
南	307
堺	3,058
岸和田	812
豊能	4,147
吹田	2,542
泉大津	1,047
枚方	2,171
茨木	2,564
八尾	1,642
泉佐野	618
富田林	1,613
門真	1,206
東大阪	1,593
大阪府計	**33,696**

税務署名	課税状況 人員
	人
灘	615
兵庫	1,106
長田	190
須磨	1,123
神戸	713
姫路	1,902
尼崎	1,306
明石	1,660
西宮	4,326
洲本	329
芦屋	2,773
伊丹	1,282
相生	287
豊岡	199
加古川	936
龍野	346
西脇	149
三木	255
社	382
和田山	105
柏原	212
兵庫県計	**20,196**
奈良	2,945
葛城	1,732
桜井	395
吉野	83
奈良県計	**5,155**
和歌山	1,229
海南	207
御坊	160
田辺	291
新宮	134
粉河	461
湯浅	138
和歌山県計	**2,620**
総計	**75,594**

（注）この表は、「(1)　申告・課税状況（合計分）」の「課税状況」欄にある「取得財産価額（本年分）」の人員を税務署別に示したものである。

(5)　加算税の状況

区　　分	過少申告加算税		無申告加算税		重　加　算　税	
	人　員	金　額	人　員	金　額	人　員	金　額
	人	千円	人	千円	人	千円
本　　年　　分	－	－	183	3,844	－	－
過　　年　　分	54	4,368	1,277	146,000	3	6,994
合　　計	**54**	**4,368**	**1,460**	**149,843**	**3**	**6,994**

（注）　調査対象等は、「(3)　課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

６－２　贈与財産価額階級別

(1)　取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	申告状況		
	人　員	取得財産価額	納付税額
	人	千円	
150　万円以下	40,292	38,689,338	
150　万　円　超	8,263	15,417,836	
200　〃	23,193	68,141,716	
400　〃	11,403	59,175,867	
700　〃	3,765	31,879,448	
1,000　〃	3,337	46,091,050	
2,000　〃	876	20,941,334	
3,000　〃	265	10,023,661	
5,000　〃	155	10,904,288	
1　億　円　超	114	18,607,930	
3　〃	16	6,074,420	
5　〃	9	5,516,836	
10　〃	5	7,679,008	
20　〃	3	7,905,287	
30　〃	－	－	
50　〃	－	－	
合　計	91,696	347,048,019	

取得財産価額階級	課税状況		
	人　員	取得財産価額	納付税額
	人	千円	千円
150　万円以下	24,182	28,923,815	237,026
150　万　円　超	8,263	15,417,836	625,552
200　〃	23,193	68,141,716	4,232,335
400　〃	11,403	59,175,867	5,503,028
700　〃	3,765	31,879,448	3,597,374
1,000　〃	3,337	46,091,050	4,405,019
2,000　〃	876	20,941,334	1,761,226
3,000　〃	265	10,023,661	1,932,491
5,000　〃	155	10,904,288	2,015,500
1　億　円　超	114	18,607,930	3,707,572
3　〃	16	6,074,420	1,173,318
5　〃	9	5,516,836	1,142,924
10　〃	5	7,679,008	1,823,880
20　〃	3	7,905,287	2,182,091
30　〃	－	－	－
50　〃	－	－	－
合　計	75,586	337,282,495	34,339,336

調査対象等：　「申告状況」は令和２年中に財産の贈与を受けた者について、令和３年６月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和２年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和３年６月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）　「６－１　申告・課税状況」と「６－２　贈与財産価額階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2)　取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	申告状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人員	取得財産価額	人員	取得財産価額
	人	千円		
150　万円以下	40,149	38,541,595		
150　万円超	8,141	15,200,515		
200　〃	22,553	66,208,190		
400　〃	10,323	53,298,576		
700　〃	2,828	23,712,531		
1,000　〃	2,016	27,232,363		
2,000　〃	416	9,760,389		
3,000　〃	130	4,899,600		
5,000　〃	60	4,092,453		
1　億円超	51	9,064,399		
3　〃	5	1,901,168		
5　〃	6	3,688,981		
10　〃	4	6,527,368		
20　〃	1	2,902,600		
30　〃	－	－		
50　〃	－	－		
合計	86,683	267,030,730		

取得財産価額階級	課税状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人員	取得財産価額	人員	取得財産価額
	人	千円	人	千円
150　万円以下	24,039	28,776,071	237	234,087
150　万円超	8,141	15,200,515	145	257,790
200　〃	22,553	66,208,190	698	2,101,460
400　〃	10,323	53,298,576	1,103	6,000,124
700　〃	2,828	23,712,531	952	8,292,086
1,000　〃	2,016	27,232,363	1,308	18,704,956
2,000　〃	416	9,760,389	465	11,276,544
3,000　〃	130	4,899,600	137	5,209,226
5,000　〃	60	4,092,453	95	6,828,076
1　億円超	51	9,064,399	61	9,374,060
3　〃	5	1,901,168	10	3,774,799
5　〃	6	3,688,981	3	1,809,755
10　〃	4	6,527,368	1	1,151,640
20　〃	1	2,902,600	2	5,002,687
30　〃	－	－	－	－
50　〃	－	－	－	－
合計	70,573	257,265,206	5,217	80,017,289

（注）　人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

６－３　贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額（その１）

取得財産等の種類		申告状況				
		暦年課税分			相続時精算課税分	
		人員		取得財産価額	人員	取得財産価額
			人	千円		
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）		330	1,021,083		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）		139	223,132		
	宅地（借地権を含む。）		8,639	34,703,089		
	山林		240	276,627		
	その他の土地		668	2,022,515		
	計	実	9,684	38,246,447		
家屋、構築物			4,402	9,378,661		
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		25	42,997		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		8	23,698		
	売掛金		4	12,850		
	その他の財産		387	820,021		
	計	実	421	899,566		
有価証券	株式及び出資		15,688	67,626,415		
	公債及び社債		174	585,371		
	投資・貸付信託受益証券		335	1,446,476		
	計	実	16,092	69,658,262		
現金、預貯金等			54,446	128,705,813		
家庭用財産			50	89,397		
その他の財産	生命保険金等		1,619	4,754,580		
	立木		24	15,246		
	その他		5,794	15,282,758		
	計	実	7,414	20,052,584		
合計		実	86,683	267,030,730		

調査対象等：　「申告状況」は令和２年中に財産の贈与を受けた者について、令和３年６月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）１　「６－１　申告・課税状況」と「６－３　贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

２　「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

受贈人員、取得財産価額（その２）

取得財産等の種類		課税状況					
		暦年課税分			相続時精算課税分		
		人員		取得財産価額	人員		取得財産価額
			人	千円		人	千円
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）		296	997,197		70	459,782
	畑（耕作権を含む。）		120	214,575		33	143,298
	宅地（借地権を含む。）		8,061	34,174,342		2,843	25,471,619
	山林		198	260,089		58	49,902
	その他の土地		602	1,966,956		107	859,433
	計	**実**	**8,975**	**37,613,159**	**実**	**2,973**	**26,984,034**
家屋、構築物			4,231	9,286,681		2,146	5,643,955
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		25	42,997		7	31,172
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		8	23,698		3	15,883
	売掛金		3	11,750		1	547
	その他の財産		301	729,148		1	4,245
	計	**実**	**334**	**807,593**	**実**	**8**	**51,847**
有価証券	株式及び出資		13,197	65,209,529		468	28,960,998
	公債及び社債		167	578,051		7	38,375
	投資・貸付信託受益証券		328	1,438,897		15	122,710
	計	**実**	**13,588**	**67,226,478**	**実**	**477**	**29,122,083**
現金、預貯金等			42,682	123,240,207		1,573	17,050,622
家庭用財産			46	84,997		－	－
その他の財産	生命保険金等		1,547	4,683,813		43	341,617
	立木		18	13,382		3	1,214
	その他		4,871	14,308,897		106	821,918
	計	**実**	**6,413**	**19,006,092**	**実**	**151**	**1,164,748**
合計		**実**	**70,573**	**257,265,206**	**実**	**5,217**	**80,017,289**

調査対象等：　「課税状況」は令和２年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和３年６月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）１　「６－１　申告・課税状況」と「６－３　贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

２　「人員」欄の「実」は、実人員を示す。